



マイナンバー利用の失態と懲りない策動

1 「安倍内閣」の手法

政府は、4月7日、7都府県に1カ月間の緊急事態宣言を発令した。同日、安倍首相は、衆院議院運営委員会で「緊急時に国民の安全を守るため、国家や国民がどのような役割を果たし、国難を乗り越えていくべきかを憲法にどのように位置づけるかは極めて重大な課題だ」と述べて、緊急事態宣言と「緊急事態条項」創設を関係づけて改憲論議を促す発言をしている。安倍内閣は、災難に乗じた姑息な策動やPRが目につくが、マイナンバー制度も同じだ。

2 導入の経過

法律名は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」である。私たち一人一人を番号で、個体管理するための制度だ。2015年10月から住民全員に番号の通知が開始され、2016年1月1日から行政内部とともに、行政に対する申請書などで市民・民間に使用させるため開始された。また署名用電子証明書が格納されているマイナンバーカード(以下、番号カードという)の発行も開始された。

3 使えないオンライン申請システム

政府は、新型感染症対策として、国民一人当たり一律10万円を特別定額給付金の支給を決定し、郵送申請方式とオンライン申請方式を設定すると発表した。

私は、オンライン申請は、仕事などでやりなれていれば便利な一面もあるが、一回限りの申請に、市民が行うとなるとトラブルはかなり出るのではと思った。まずパソコンとカードリーダーを用意。スマートホンの場合は、古いOS搭載の機種は非対応。マイナポータルというサイトを開く。番号カードの電子証明書や暗証番号を入力する、等の手順となる。

案の定、暗証番号を忘れてしまった人、電子証明書の期限切となっていた人、番号カードを新たに取得しようとする人等で、

役所に人が殺到し、「三密」を招いたと笑えない事態となった。

また役所内部作業では、申請者本人は確認できても、家族の番号は、役所の職員が印刷の上、手作業で点検することになり、作業量が増えてしまった。5月19日の日テレの報道では、品川区では、一日に処理できる数として、オンライン申請は350件、郵送の場合は3,000件で、今後の申請では、郵送を勧めるとの報道であった。6月3日東京新聞「こちら特報部」では、この混乱を伝えており6月2日までにオンライン申請を休止した自治体は48あるとのことだ。あえて、番号カードを使用させるシステムを導入し混乱をまねいた政府の責任は大きい。

4 銀行口座紐付け

この混乱と給付の遅滞の原因を分析もせず、5月12日高市総務大臣が記者会見で、今後の「迅速な給付」のためとして銀行預金口座と番号の紐づけを義務化すると表明した。まさに、火事場泥棒的なやり方だ。政府は、2018年1月から任意で預金口座へ番号適用を開始しているが、2021年後に義務化を予定している。各種給付制限の前提となる資産調査や税務調査で利用するためだ。

5 廃止の時

今だに番号カードの取得が住民の16.8%(2020年6月1日総務省公表)にとどまっていることから見ても、住民は、番号制度の必要性・メリットを感じていない。そればかりか、政府の個人情報管理の不安とやその番号制度の政府の意図について、根強い不信感を持っている。それにもかかわらず、この9月から5,000円分ポイント給付を餌にさらに番号カードを取得させようと強引に進めようとしている。番号制度は、この先、莫大な開発・維持費がかかり、情報漏洩や住民に強制使用させることの混乱を考えると、廃止を決断する時に来ている。

(税理士 奥津年弘)